≪論文≫

メキシコ中央銀行創立小史

宵木芳夫

１９２５年９月１日メキシコ中央銀行（Banco de México）が開業し，銀行券の独占的発行を開始した。それまでには，メキシコ１９１０年革命の成果である１９１７年憲法において「連邦政府がコントロールする単一銀行による紙幣発行」（第２８条）が規定されたときから８年を要し，またイギリスのLondon Bank of Mexico and South Americaのメキシコ支店（Banco de Londres, México y Sud-América, １８６４年６月開業）がメキシコではじめて銀行券を発行した１８６５年から６０年が経過していた。

当稿の目的は，中央銀行創立までの銀行券発行をめぐる連邦政府と銀行資本の関係を中心に，メキシコにおける近代的銀行制度の成立と発展を考察することにある。[1)]

1　ディアス時代

ディアス（Porfirio Díaz）時代（１８７６－１９１０）は，実質６％以上の年間成長率を記録した１９３０年代後半以降の時期とならんで，独立以後のメキシコ史における２つの経済成長期の一方を形成している。この時代には外資誘致＝一次産品輸出指向型の成長路線がとられ，生産活動の急激な拡大につれて銀行活動もまた活発化した。たとえば，１８７６年に営業中の銀行は２行にすぎなかったが，１９０９年には連邦政府からコンセッションをえた銀行だけでも３２行を数えた。また銀行券流通もめざましく進み，硬貨・銀行券・要求払い預金の比率をみれば，１８８２－１９１１年間に硬貨の比率が９３.６％から３８.０％へと激減したのに反して，銀行券の比率は6.4％から３７.６％へと増大した。[2)]

連邦政府はこのような銀行活動の発達を座視していたわけではない。しかし政府名義の当座預金口座の開設，政府資金の集配，公債業務などのサービスを提供すべき適当な国内資本を発見できずに連邦政府は，１８８１年８月フランスのBanque Franco-Égyptienne（のちのBanque Internationale de Paris）

とコンセッション契約を結んだ。この契約から生まれたBanco Nacional Mexicanoは１８８４年スペイン資本系のBanco Mercantil, Agrícola e Hipotecarioと合併し，Banco Nacional de México（資本金２０００万ペソ，４０％払込み。以後ナショナル銀行と略す）が誕生した。

さらに法制面において連邦政府は，１８９７年３月メキシコで最初の金融機関一般法を制定した。同法の第１の特徴は，発券銀行・抵当銀行・農工銀行という３種の銀行の分業システムを導入したことである。すなわち発券銀行（商業銀行）は６カ月以内の短期融資を，農工銀行は２年以内の中期融資を，そして抵当銀行は長期融資を分担することになった。同法の第２の特徴は，それまで種々雑多だった発券条件を統一し，複数発券銀行制を正式に採用したことである。払込み資本金の３倍まで銀行券発行が許可され，発券額と要求払い預金の合計が正貨準備金の２倍を超過することは禁止された。なお複数発券銀行制は，減免税特典が各州（ないし準州）で最初に開業した銀行にのみ付与されたので，実質的には一州一発券銀行制を意味していた。

しかしながら１８９７年法は，その法文の精神どおりに運用されたのではなかった。

第１に，既存のコンセッション契約が尊重されたために，コンセッションによって全国に支店網を確立できたナショナル銀行とBanco de Londres y México（Banco de Londres, México y Sud-Américaの後身，メキシコ法人。以後ロンドレス銀行と略す）の首都銀行２行は，１８９７年法によって他州における支店開設を禁じられた州銀行に対してはじめから絶対的な優位に立った。このような州銀行側の不利を是正するためにBanco Central Mexicano（１８９９年創立，資本金６００万ペソ，５０％払込み，以後セントラル銀行と略す）が設立された。同行は，名目上は農工銀行として組織されたが，実際には州銀行のための，首都における手形交換組合銀行のような役割をえんじた。しかし便法だったことに変わりがなく，同行を結節点とする州銀行グループは，いわば重層的複数発券銀行制における最も脆弱な環節を形成せざるをえなかった。事実首都銀行は，とりわけナショナル銀行は，１９０５年の金本位制の採用以後銀行券流通に占めるその比率を上昇させた。（表１をみよ）

第２の矛盾は分業システムにあった。それは，発券銀行の繁栄とはうらはらに抵当銀行や農工銀行が不振にあえいでいたことである。たとえば１９０９年

表 1.　銀行券流通量に占める比率（％）

	ナショナル銀行	ロンドレス銀行	州　銀　行
1890年	67	27	6
1900年	36	29	35
1905年	28	21	51
1910年	46	16	38

出典：Fernando Rosenzweig, "Moneda y bancos,"
in：Daniel Cosío Villegas ed., Historia moderna de México, el porfiriato, vida económica, tomo Ⅱ, 1965, p.829.

末の銀行資産総額に占める比率をみれば，発券銀行24行が80.3％を占めたのに対して，抵当銀行2行と農工銀行6行はそれぞれ5.7％と14.0％を占めたにすぎなかった。3）当時メキシコでは主として銀行券発行によって顧客への融資資金が調達されており，発券銀行が優勢となることにも無理からぬところがあった。しかしメキシコではまだ長期融資に対する需要が大きかったため，発券銀行は，6カ月以内の短期融資を半永久的に更新しつづけるという違法行為を重ね，その資産内容はしだいに硬直化していった。

金本位制の採用によってメキシコ経済は世界経済のなかにいっそう強く統合されたので，メキシコの輸出産業は1907年恐慌の影響を直接こうむった。銀行制度もまたその影響を免れることができなかった。この危機に直面して，代表的なシェンティフィコ（científico 科学主義者）のひとりリマントゥール（José Yves Limantour）蔵相（任期1893－1911）は1908年3月，1897年法を改正した。この改正の主目的は，既存の発券銀行に農工銀行への転換を勧めることにあった。これによって彼は，農工銀行網を拡充して分業システムを整備することとともに，複数発券銀行制から単一発券銀行制への漸次移行を構想していたのである。

しかし，発券権をすすんで放棄しようとする銀行はなかったし，リマントゥールの勧告に応じて1908年農工銀行に転化したBanco de Michoacán は，一度も配当を支払うことなく，1911年清算に追いこまれる。また単一発券銀行への移行のための中核となるべき銀行として彼が想定していたのはナショナル銀行であった。しかし同行の資本金3200万ペソのうち70.3％がフラ

ンス資本であった 4) という事実からもわかるとおり，メキシコ銀行制度における外資支配 5) にはほとんど手をつけようとしなかった点にも，１９０８年改革の限界をみることができよう。

ともあれリマントゥールは，１９０８年改革の成否をみとどけることができなかった。１９１０年秋にはじまる革命の嵐のなかで，１９１１年5月，ディアス政権そのものが瓦解したのである。

Ⅱ　内戦期

マデーロ（ Francisco I.Madero ）のディアス再選反対運動を端緒とするメキシコ革命は全土を１０年におよぶ内戦に巻きこんだが，当節では，カランサ（ Venustiano Carranza ）が憲政をいちおう回復した１９１７年までを考察する。

カランサはマデーロ政権（１９１１年１１月－１３年２月）下で北部のコアウィラ州知事をととめ，軍部出身のウェルタ（ Victoriano Huerta ）が１９１３年２月の政変によって実権を奪うと（－１９１４年７月），同年３月２６日グアダルーペ綱領（ Plan de Guadalupe ）を発して憲政派運動をおこした。この運動の社会経済的・階級的性格は１９１４年１２月１２日に追加綱領が出されるまで必ずしも明瞭ではなかったが，単一発券銀行創立の構想は，早くも１９１３年９月２４日カランサのソノーラ州エルモシージョ演説において明らかにされた。すなわち，

「われわれはメキシコの富を長いあいだ吸いあげてきた私企業の独占を止め，現行の銀行制度全体を変革する。民間銀行の発券権を廃止する。発券は国家の特権でなければならない。革命が勝利したとき，必要であれば，政府の規制を受けない金融機関はすべてなくし，単一発券銀行つまり国営銀行を設立する」。 6)

後年カランサは，発券諸銀行が正貨準備率の緩和などと交換に憲政派運動弾圧用の約４６５０万ペソ（「反動の負債」）をウェルタ政権に融通したことを批判し，発券銀行を「金融面での革命の大敵」と断じた。 7) 中央銀行創立にいたる銀行改革のすべてを発券諸銀行とウェルタ政権の関係に帰することはできないだろう。それは，前掲のエルモシージョ演説が正貨準備率の引下げ（１９１４年１月７日政令）や対ウェルタ融資（１９１３年９月３０日，１９１４

年３月２４日）より先であったことからも推察できる。

１９１５年秋全国統一にほぼ成功するや，憲政派は，ディアス政権が実行しえなかった発券銀行の整理にのりだす。数行を除いて発券銀行はすべて，１８９７年法第１６条によって銀行券流通量と要求払い預金の合計額の５０％に相当する正貨を常備しておくことが義務づけられていた。カランサは１９１５年９月２９日政令を発布し，２４発券銀行のうち，この条件をみたしえなかった１５行のコンセッションを失効させた。しかしこの１５行は，資本金総額では４３.７％を占めたものの，銀行券流通総額をみれば２８.１％を占めるにすぎなかった（１９１４年６月末における）。そこでカランサは約１年後に１９１６年９月１５日政令を発布し，１８９７年法そのものを廃止し，発券銀行には６０日以内に正貨準備率を１００％まで引き上げよという，とうてい不可能な要求をつきつけた。３カ月後の１２月１４日政令によってすべての発券銀行は清算を命じられたのである。

当時蔵相の任にあったカブレラ（Luis Cabrera）は「先立憲（pre-constitucionalista）期」（１９１５－１６）を，「革命的独裁」のもとで旧体制の経済的諸権力を解体するための時期と定義したが，8） このことは，少なくとも発券諸銀行についてはあてはまるかもしれない。

発券銀行のコンセッションをすべて失効させ，発券システム9） をまったくの白紙に戻す一方，法制面では，１９１７年憲法（２月５日公布）の中に「連邦政府がコントロールする単一銀行による紙幣発行」（第２８条）という規定をもりこんだ。この規定は，いわゆるカランサ原案（１９１６年１２月１日ケレタロ制憲議会に提出されたが，かなりの修正が加えられたのち新憲法が成立した）には本来含まれていなかったが，１９１７年１月６日ニエト（Rafael Nieto）の修正動議によって新憲法に加えられたものである。その修正動議においてニエトは，ディアス時代の銀行制度を「きわめて雑多なシステムを寄せ集めた，愚かで，不合理な」制度であると批判し，政府が経営に直接参加する単一発券銀行制を先進諸国（とくにベルギーと日本の例をひいて）の趨勢とみなし，その金融上の利点（金融の集中）と政治・経済上の利点（危機への即応体制）を指摘した。10)

中央銀行が設立される１９２５年までの８年間連邦政府による「コントロール」の性質と範囲をめぐって活発な議論がかわされることとなるが，単一発券

銀行制への移行については原則的な合意が，政府部内においてほぼえられたのである。

Ⅱ　押収期

１９１６年１２月１４日から１９２１年１月３１日までの４年有余，旧発券銀行の運営（主として清算のための）は少なくとも法律上では，各行取締役会によってではなく，連邦政府が任命する各管財委員会（ consejo de incautación ）によっておこなわれた。したがってこの時期を押収期と呼ぶこととする。

この時期における政府の銀行改革構想は，(1) 早急に単一発券銀行を創設すること，および，(2) 旧発券諸銀行のうち資産内容の良好な数行のみを他種の銀行に転換させ，分業システムを充実させること，の２点を軸にしていた。そして１９１７年１２月８日カランサ大統領は，単一発券銀行（「メキシコ共和国銀行」）設置法案 11) を議会に提出した。この法案は，出資者をたんなる債権者とみなして株主としての性格をもたせなかったり，理事全員と頭取の任免権を大統領に付与したりするなど，連邦政府にほぼ全面的な経営参加を認めた点に特徴があった。

ここで，押収期における政府＝銀行関係をいっそう複雑にした「強制借款」問題に触れておきたい。

カランサ政権は，１９１７年前半すでに月間５００万ペソの赤字を出すほどに財政窮迫に苦しんでいたが，１９１６年１１月サンブラーノ（ Nicéforo Zambrano ）財務局長を中心とする１０００万ペソ借款交渉は，(1)１９１６年９月１５日政令の徹回，(2)政府紙幣流通から銀行券流通への切換え，(3)政府＝銀行関係の明確化，(4)真に価値のある保証，を要求する発券銀行側との間でもの別れに終わった。 12) そこで政府は，１９１６年１２月１１日ロンドレス銀行にその正貨準備金の引渡しを命じて強行したのを嚆矢として，１９１７年４月の時点では約2000万ペソ，1918年度末までには約5400万ペソもの「強制借款」を獲得した。これが「強制借款」問題であるが，これに対する各政府および各銀行からの抗議は，1917年春までにいちおう終熄するし，カランサ大統領もまた，1917年４月１５日教書において「強制借款」を政府の短期債務（年利６分）として承認し，これを「革命の負債（ Deuda de la Revolución ）と呼んで重視した。

したがって「強制借款」問題を，政府＝銀行関係を規定した決定的要因とみなすことはできない。

政府＝銀行関係といっても，それは，一般化をゆるさないほどに銀行ごとに異なっている。ここでは，首都発券銀行２行と州発券銀行１行を例にとってのべることとする。

ヌエボレオン銀行（ Banco de Nuevo León，１８９２年開業，正貨準備率３３％）は資産内容の良好な，数少ない州発券銀行のひとつで，１８９８ －１９１１年には年１５％の配当をおこなっていたほどである。憲政派に対する債権も，１９１９年の時点で６万２５００ペソ（資産総額の１％強）と軽微であった。同行が連邦政府による経営権への直接介入には猛反対だったことは，１９１７年６月管財委員会によって金庫が封印され，オフィスへの行員の立入りが禁止されたときに地方裁判所へアンパロ（ amparo 差止め）請求訴訟をおこしたことからも明らかである。しかし発券権にはたいして執着せず，事実１９１８年１月以降一度ならず，新しい金融機関法が発布されるまでの間，同行を発券銀行から「民間銀行（ banco privado ）」へ転換させる交渉を大蔵省との間でもつにいたった。13)

同行の態度を他の州発券銀行のそれに短絡させえないことはいうまでもない。とはいえ，州発券銀行にとって銀行券発行は，ディアス時代におけるよりもいっそう困難になっていた。なぜなら，州銀行の結節点となっていたセントラル銀行そのものが，１９１０年革命の動乱に堪えきれず，１９１３年には3000万ペソから１０００万ペソへの減資を余儀なくされたからである。

ロンドレス銀行は，１９１４年６月末における銀行券流通総額の２７.２％を占め，３６.６％を占めたナショナル銀行に次ぐメキシコ第２の発券銀行であった。同行は，カランサ政権に対して最も強硬に反発した銀行であり，「強制借款」にも頑なに抵抗した。たとえば１９１７年１月政府から要請のあった300万ペソ借款（石油税の３０％による保証）を拒否した。14) さらに２月１９日同行が大蔵省に株主に対する全責任を引き受けるように要求したところ，大蔵省はすぐさま２１日に応諾した。15)

しかしこのような強硬姿勢をとることによって，同行の経営権は名実ともに管財委員会の手に移り，工作の余地はまったくなくなった。行史も，「1916年１２月から１９２１年１月まで，政府と当役員会の関係は途絶してしまった。

当役員会は一度ならず，そしてつねに私的ルートを通じて，当行の利益に反するような取引きが大蔵省代表の手で，あるいは次官命令によっておこなわれたことを知った」16）と記している。強制借款の負担度（１９１９年度の時点での）も，憲政派に対する融資（１７５３万ペソ）とウェルタに対する融資（１１７１万ペソ）とを加えれば資産総額の３８.４％に相当し，ナショナル銀行の場合（２１.４％）と比較してもかなり深刻であった。したがってそれだけ政府に対する依存も深まり，１９２５年３月２８日の株主総会では「真の金融機関として当行が生き残れるかどうかは，主として政府の債務返済にかかっている」17）と報告した。もはや銀行券発行どころではなかったのである。

ナショナル銀行は，政府管理の単一発券銀行が創設されれば失なうべきものが最も大きい銀行だったが，むしろ政府寄りの態度をとろうとした。たとえば政府が３００万ペソの借款を申し入れたときには，１９１７年１月１８日500万ペソ（石油税の３０％などによる保証）を融資したし，18）１９１７年初夏にはレゴレッタ（Agustín Legorreta）頭取が外国借款獲得のために訪米し，モルガン商会のラモント（Thomas W. Lamont）やレイン（Franklin K. Lane）内務長官らと会談した。19）政府とより友好的な関係を維持することによって，押収期にあってもナショナル銀行は，その経営に対するある程度の発言力を維持した。事実「当行指導部の不断の工作により，当行はその業務のコントロールを失うことはなかった」20）と行史は記録しているし，１９２０年８月株主総会では「当行指導部の活動の第２の目的は，当行の金融状態の健全化とは別に，銀行の維持に必要な利潤をあげることであった」21）と報告された。

このような親政府的な態度をナショナル銀行にとらせた動機は，後述するように同行が単一発券銀行への昇格をのぞんでいたことであろう。それはともかくカランサ政権は，新銀行を創立するに足る国内外からの資金調達に失敗し，「メキシコ共和国銀行」法案そのものを１９１９年９月１２日に撤回せざるをえなかった。そして１９２０年５月の政変（アグアプリエタ運動）によって，カランサ政権が崩壊する。それ以後１９３４年末までの１５年間，北部ソノーラ州出身のデ・ラ・ウエルタ（Adolfo de la Huerta），オブレゴン（Álvaro Obregón），エリアス・カジェス（Plutarco Elías Calles）がつぎつぎと実権をにぎったところから，俗に「ソノーラ王朝」の時代と呼ばれている。１９

２０年５月の政権交替が政変によるものであったことを口実に米国政府は１９２３年８月末までメキシコ新政権の承認を拒んだものの，その社会経済的・階級的性格は，カランサ政権の場合と基本的にほとんど変わらなかった。

１９２０年５月に発足するやデ・ラ・ウエルタ暫定政権は，押収中の旧発券銀行をそれぞれの原所有者に返還する方針を発表した。これを受けてナショナル銀行のレゴレッタ頭取は，６月に発券諸銀行代表者会議の開催を呼びかけ，複数発券制と単一発券制の是非について銀行間の意見を調整しようとした。レゴレッタの目的はナショナル銀行を単一発券銀行へ昇格させることにあり，そのため彼は７月２９日モルガン商会のラモントと会談し，昇格したばあいにおけるモルガン商会の協力を要請した。[22]

こうして押収解除の機運が盛りあがる中で，１９２０年１２月オブレゴン政権（－１９２４年１１月）が発足する。新政権は１９２１年１月３１日政令[23]を発し，旧発券諸銀行の法的人格を復活させた。ここに，４年有余におよぶ押収期にも終止符が打たれた。しかし，民間銀行による銀行券発行はふたたび認可されることがなかった。

Ⅳ　中央銀行創立への道

昇格方式　　単一発券銀行制への移行の第１の選択肢は，ナショナル銀行を昇格させるというものであった。ナショナル銀行自身，代表者会議の招請にみられるごとく，その実現にむけて積極的に働きかけた。同年９月１４日，ディアス時代からの著名な銀行家クレエール（Enrique C. Creel，当時ナショナル銀行とは直接の関係はなかったが）は一種の昇格案を提出している。[24] 同案によれば，新銀行は資本金１億ペソを擁し，３億ペソを上限とする銀行券発行を認可される。その業務は再割引銀行としての業務に限定される。彼は国営銀行化には猛反対し，国内外の民間資本によって民間実業家が経営すべきであるとした。また正貨準備金の一部は米国の公債証書によって保証されることを提言した。同案は，(1)銀行経営への政府の直接介入の拒否（ないしその形骸化），および，(2)外資の導入，という２点において，第１の選択肢の特徴をよく表わしていた。

しかしこの方式は，旧発券諸銀行の間ですら合意をえることができなかった。資産内容が健全で，開業当時のコンセッション契約を遵守してきたヌエボレオ

ン銀行は，ナショナル銀行と同じ特例，つまり銀行券発行が同行にも認められるように主張したし，代表者会議そのものからしめ出されたロンドレス銀行も不同意を示した。25)

一方，商工業活動が復活するにつれ，紙幣流通の再開を求める現実的要請は高まっていった。そこでオブレゴンは，１９２１年２月９日憲法第２８条の修正案を下院に提出した。この修正動議の目的は，単一発券銀行の創設を見合わせ，暫定的措置として，８行を上限とする複数発券銀行制を敷くことにあった。２州ないしそれ以上の諸州をそれぞれの管轄区域とする発券諸銀行（１０カ年以内のコンセッション契約）は１０００万ペソ以上の資本金（８０％の払込み）を所有しなければならなかった。同案は，１９１７年憲法の精神ー単一発券銀行制，国家の直接介入ーを大きく後退させるものであり，議会からの反発も強く，２月２５日には撤回されてしまった。それ以後，複数発券制への復帰が，たとえ暫定的措置としても，政府によって提案されることはなかった。

国営方式　第２の選択肢は国営銀行を創立することであった。カランサの「メキシコ共和国銀行」案（１９１７年１２月８日）がこの方式の例とみなしうることは，前節でのべことおりである。そのほか，１９２１年２月２５日デ・ラ・ウエルタ蔵相が議会に提出した金融機関法案 26) の考え方も，この範疇にいれることができる。同案によれば，新銀行は授権資本１億ペソと当初資本５０００万ペソを有する株式会社（２０カ年のコンセッション契約）で，正貨準備金の２倍を上限とする銀行券発行をおこなうことができる。その株式は，連邦政府が記名するＡ種株式５１００万ペソ分（不可譲）と公衆が記名するＢ種株式４９００万ペソ分からなる。一般理事はＢ種株主によって指名されるものの，大蔵大臣が理事長を兼務したり，監事が政府によって任命されたりするなど，銀行経営への広範な介入権が政府に認められた。さらに政府は，最初の２０カ年がすぎればＢ種株式を一般株主から買いとる権利を留保した。したがって，国営銀行への平和的移行が想定されていたと見ることができる。

なお，１９２３年１月２０日議会は中央銀行の新設を執行府に認可したが，その基本路線は１９２１年のデ・ラ・ウエルタ案のそれにほぼ等しかった。その認可にあたって彼の働きかけが大きかったことはいうまでもない。

しかし１９２３年のばあいも資金調達が不首尾に終わり，銀行の新設は成らなかった。しかも，その主唱者だったデ・ラ・ウエルタは，１９２３年１２月

オブレゴン政権に対して叛旗をひるがえしたが，米国政府から物心両面の支援をうけた政府軍の前に屈したのである。

協力方式　第3の選択肢は両方式の折衷案とでもいうべきもので，当稿では「協力」方式と呼ぶこととする。これは，資本と人材の一部を民間から導入しながら連邦政府がコントロールするという方式であり，ある研究者は，カランサ政権の当初よりこの考え方が支配的だったとしている。27）１９２５年９月開業のメキシコ中央銀行は，まさにこの方式にもとづくものであり，それを実現にまでこぎつけた中心人物は，１９２３年９月デ・ラ・ウエルタのあとを受けて蔵相に就任し，１９２７年２月までオブレゴン，カジェス両政権においてその重責をはたしたパニ（Alberto J. Pani）であった。着任するとパニは，行政改革（人員の整理），税政改革（所得税の導入），銀行改革などに精力的にとりくんでいく。

政府・銀行関係をみれば，カランサ政権の崩壊以後ロンドレス銀行は，かつての反政府姿勢を軟化させていった。資産内容の好転には政府の債務返済を待たねばならなかったこともその要因のひとつであったが，政府もまた同行との関係改善をはかろうとし，オブレゴン政権は，１９１７年７月カランサの命令によって没収された同行所有地サンタマリア・コロニー（キンタナロー在）を１９２３年１月に返還した。28）このような関係改善を土台に政府は，第１回全国銀行家会議（１９２４年２月）を招集した。この会議には国内のほとんどの金融機関の代表と大蔵省の代表が出席し，活発な論議を展開した。この会議の成果にもとづき，一連の法令が発布された。すなわち，農工銀行法（1924年９月２９日），金融機関一般法（１９２４年１２月２４日），全国銀行委員会法（１９２４年１２月２９日），通貨委員会改造法（１９２４年１２月３０日），等々である。そして１９２５年８月２８日メキシコ中央銀行創立法29）（Ley que crea "El Banco de México"）が制定された。

同行の資本金１億ペソは額面価値１００ペソの記名株式１００万株によって調達されるが，そのうちＡ種株式５１万株は連邦政府によって記名され（全額払込み，不可譲），のこるＢ種株式４９万株は連邦政府（１０％の当初払込み）ないし公衆（全額払込み）によって記名される。また理事会は，Ａ種株主つまり連邦政府が選任する５名とＢ種株主が選任する４名の，計９名の理事から構成され，監事２名はＢ種株主によって選任される。株主構成や理事会構成に見

られるごとく，連邦政府が過半数を制することによって１９１７年憲法の精神を遵守しつつ，一般株主の利益もまた相当保護されているといえよう。

同法のもうひとつの特徴は「加盟銀行」制の採用である。加盟銀行とは，自行の資本金と正貨準備金の合計の６％に相当する額のＢ種株式を引き受けた銀行のことで，メキシコ中央銀行からは商業手形類の再割引サービスを受けることができる。この制度によって中央銀行は，他種の銀行との結節点となりうるのである。

このような新銀行の発足に対して旧発券諸銀行は，どのように対応したのだろうか。債務返済交渉と関連させつつ検討しよう。

ロンドレス銀行は，９月１日開業時から新銀行の加盟銀行となった２行（他の１行はソノーラ銀行）のうちの１行であった。同行は政府に対して総額４０５５万ペソの債務返済を要求していたが，最終的には１９２５年９月１５日２１８０万ペソ（実質１２０５万ペソ）で妥結した。うち１３０万ペソ分は新銀行の株式で受領した。そして１９２５年１１月１３日に農工銀行に転換し，さらに１９２６年３月６日の株主総会で１０７５万ペソへの減資を決定した。30)

ナショナル銀行は，債務返済交渉の妥結がおくれた分だけ加盟銀行になるのも遅かった。総額７７１４万ペソの返済を要求していた同行が４０００万ペソ（実質３３２１万ペソ）で妥結したのは１９２６年１月１５日のことであり，うち１９２万ペソ分は新銀行の株式で受領した。そして１９２６年８月３０日，同行は農工銀行として再出発を期した。31)

ヌエボレオン銀行もまた１９２７年３月，預金割引銀行として出直すことを決定した。32)

こうしてメキシコ中央銀行を軸とする分業システムは，ここにほぼ制度的な確立をみた。ディアス時代から継承されてきた課題ー単一発券銀行制への移行と分業システムの拡充ーは，メキシコ革命の嵐をへた１９２５年という時点で，しかも連邦政府の介入を強化するという方向で，一応達成されたのである。

1）　中川和彦「メキシコ金融制度の成立と発展」（一）（二）（三）『経済研究（成城大学）』３７，３８，３９号（１９６２年）が，このテーマにかんする唯一の邦語文献といってよい。

2）　Fernando Rosenzweig "Moneda y bancos" in : Daniel Cosío Villegas

ed., Historia moderna de México, el porfiriato, vida económica, tomo, Ⅱ, 1965, p.823.

3) W. F. McCaleb, Present and Past Banking in Mexico, 1920, pp.180, 186 and 189.

4) Luis Nicolau D'Olwer, "Las inversiones extranjeras" in : Daniel Cosío Villegas, op.cit., pp.1056 — 57.

5) この問題については別稿(「メキシコ革命とナショナリズム」『史林』64巻4号 1981年7月)で考察した。

6) Antonio Manero, La reforma bancaria en la revolución constitucionalista, 1958, p.67.

7) Venustiano Carranza, El informe presidencial, 15 de abril de 1917.

8) Luis Cabrera, "The Mexican Revolution : Its Causes, Purposes and Results, "The Annals of the American Academy of Political and Social Science, Vol. 69 Supplement, Jan. 1917, pp. 1 — 17.

9) メキシコ革命によって全土が内戦状態に陥ると，まず正貨が，ついで銀行券が流通ルートから姿を消し，1914年夏以降各種の不換紙幣が強制的に流通させられた時期がつづいた。しかし紙幣がすっかり民衆の信頼を失ってしまった1916年末，ふたたび正貨流通の時代に逆戻りした。

10) Rafael Nieto, Iniciativa para el establecimiento de un solo banco de emisión, 1917, pp.3 — 31.

11) Manero, op.cit., pp.386 — 396.

12) Padilla y Bell to Ministerio de Estado, Nov.28, 1916, Archivo de la Embajada de España en México (microfilmed by El Colegio de México), Caja 315, Leg. 1, №18. 以後EECMと略す。

13) Apuntes históricos del Banco de Nuevo León, S.A. (1892 — 1942), 1959, pp.75 — 96.

14) Informe del Ministro, Jan. 21, 1917, EECM, Caja 331, Leg. único, №8.

15) Banco de Londres y México, Reports Rendered by the Board of Directors to the Shareholders in the Extraodinary Meetings of the

7th of November 1916, and of the 2nd of July 1917, and Official Annexes Relating Thereto, 1917.

16) Banco de Londres y Mexico, 100 años de banca en Mexico, 1864 — 1964, 1964, p.91.

17) Ibid., p.96.

18) Informe del Ministro, Jan. 21, 1917, EECM, Caja 331, Leg. único, №8.

19) Martin Egan to Lamont, May 28, 1917, Thomas W. Lamont MSS (Baker Library, Harvard Graduate School of Business Administration, Cambridge) File №198 — 1.

20) Banco Nacional de México, Quincuagésimo aniversario de su fundación, 1934, p.66.)

21) Banco Nacional de México, Informe del Consejo de Administración, Aug. 3. 1920.

22) Memorandum by I.H.P. 〔Patchiu〕, undated, Lamont MSS, File №195 — 4.

23) Manero, op.cit., pp.432 — 35.

24) Enrique C. Creel, Los bancos de México. Su orígen y su pasado. Su estado presente y su porvenir. Posible fundación del Banco Unico. 1920, pp.19 — 29.

25) Apuntes históricos....., pp.101 — 02 ; 100 años....., p.91.

26) Manero, op.cit., pp.440 — 47.

27) Manero, El Banco de México. Su orígen y fundación, 1926, p.209.

28) 100 años.... , p.96.

29) Manero, La reforma bancaria...., pp.485 — 502.
同法は，１９２４年末にパニ蔵相によって任命された委員会（Pani, Manuel Gómez Morín, Fernando de la Fuente および Elías S.A. de Lima）によって起草された。

30) 100 años...., pp.100 — 102.

31) Manero, La reforma bancaria...., pp.142 — 43.

32) Apuntes históricos...., pp.115 — 16.